

産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会自動車リサイクルWG

中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会（第67回合同会議）

審議結果

日時

令和8年7月27日（月）～31日（金）

※電子メールによる書面審議

議題

1. 「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）」に対するパブリックコメントで寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方（案）について
2. 自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）について

議事概要

- 議題1. 「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）」に対するパブリックコメントで寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方（案）（資料3）について

承諾する：産構審14名、中環審12名

（うち、産構審と中環審の重複委員・オブザーバー3名。以下同じ）

承諾しない：産構審0名、中環審0名

資料3の内容が確認され、「御意見に対する考え方」について了承された。

- 議題2. 自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）（資料4）について

承諾する：産構審14名、中環審12名

承諾しない：産構審0名、中環審0名

資料4の内容が確認され、「報告書（案）」について了承された。

議題 1 ～ 2 についていただいた御意見

委員氏名	御 意 見
窪田 哲也 委員	パブリックコメント番号 12 について、御意見に対する考え方で、「・・・取締りの強化や関係機関との連携強化についても進める・・・」とありますが、取締りは警察機関が行うもので、行政機関は必要な指導助言及び悪質な違反や指導に従わない場合の行政処分となります。そのため、「・・・立入検査等の強化や法の厳格な運用、関係機関との連携強化・・・」とされてはいかがでしょうか。
窪田 哲也 委員	パブリックコメント番号 19 について、御意見の概要では「13 年超重課措置」の撤廃・緩和に向け、両省主導で働きかけを求めています。御意見に対する考えの、第 1 段落で税の見直しの仕組みについて記述され、2 段落目では自り法の観点からのみの見直しは想定していないとしています。しかし意見は、両省が見直しを行うことを求めているのではなく、両省から関係省庁へ働きかけることを求めており回答となっておりません。
窪田 哲也 委員	報告書（案）P32 2 について、「リサイクル料金金の一部」となっているので修正が必要。
窪田 哲也 委員	報告書（案）P44 25 行目について、資料 3 番号 14 では「自動車についても、リサイクルに先立ってリユースを進める考え方が基本であり、自動車の長期使用や中古車・中古部品としての有効活用についても重要であると考えております。」と考え方を示しているもので、それと整合を合わせるため、「自動車の長期使用や中古車として循環利用を基本とし、使用済自動車は重要な循環資源であり、国内資源循環を進める観点から、処理段階のより上流で有用部品・素材を回収することが重要である。」とリサイクルに先立ちリユースが基本であることを示されてはいかがでしょうか。
窪田 哲也 委員	報告書（案）P47 8 について、「地方環境事務所等」は組織名称変更に合わせて「地方環境局等」への修正が必要。
根村 玲子	報告書（案）P65「おわりに」の冒頭に、「本報告書は、自動車リサイク

委員	ル制度の現状を評価するとともに、今後の自動車リサイクル制度の更なる発展に向けた対応の方向性について検討した成果をまとめたものである」というような一文を記載されるとよいのではないかと感じましたので、述べさせていただきます。
----	--

<御意見に対する考え方>

「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）」に対するパブリックコメントで寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方（案）の該当箇所を以下の通り修正いたします。

（パブリックコメント番号 12 不適正な解体業者等への対応について）

また、立入検査等の強化や法の厳格な運用、取締りの強化や関係機関との連携強化についても進めるとともに、制度の具体化にあたっては、既存の適正事業者への影響等も踏まえながら検討してまいります。そして、中古車と使用済自動車の区分の明確化については、令和8年度より使用済自動車判別ガイドライン等について関係者間での点検・見直しの検討を図っていくこととしており、その中で道路運送車両法との整合など、総合的に勘案して検討してまいります。

（パブリックコメント番号 19 自動車税・重量税への対応について）

そのため、自動車リサイクル制度の観点のみから当該重課措置の見直し等を行うことは想定しておりませんが、関連する制度や施策の動向については関係省庁とも情報共有を図りながら対応してまいります。本報告書に記載の各種施策を総合的に進めることにより、資源循環の推進や環境負荷低減に向けた取組を進めてまいります。

（報告書（案）P44 国内資源循環の推進について）

循環経済への移行が国家戦略として位置付けられる中、産業競争力や経済安全保障の観点からも、再生材の安定供給体制の強化が必要となっている。自動車の長期使用や中古車として循環利用を基本としつつ、使用済自動車は重要な循環資源であり、国内資源循環を進める観点から、処理段階のより上流で有用部品・素材を回収することが重要である。

(報告書(案) P65 「おわりに」について)

本報告書は、自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討を行うとともに、今後の自動車リサイクル制度の更なる発展に向けた対応の方向性を取りまとめたものである。 今後は、本報告書を基に、国内資源循環の推進に向けて自動車リサイクルが一層推進されるよう、国及び自動車メーカー、解体業者等の関係者が連携しつつ、各施策を着実に実行していくことが求められる。

<その他御意見等について>

いただいた御意見は、今後、報告書に基づく検討や対応の際に参考とさせていただきます。
また、いただいた文言修正に係る御意見についても修正対応いたします。